

## 名古屋大学国際嚶鳴館へ入居を希望される方へ

入居申請には、名古屋大学国際嚶鳴館入居願、誓約書および必要な証明書（住民票や所得証明書）等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

申込資格（通学時間）や入居願の記載方法等でご不明な点がありましたら、教育推進部学生支援課までお問い合わせください。

なお、申請書類の受験番号欄について、受験票が到着していないため受験番号がわからない場合は空欄で構いません。

### 複数の入試区分で入居申請する場合

複数の入試区分（例えば、推薦入試と前期日程試験）で申請される際には、「名古屋大学国際嚶鳴館入居願」を、それぞれの区分毎に提出してください。必要な証明書等の提出は1部で構いませんが、既に提出されていることがわかるよう、『推薦入試で既に提出した』等のメモを申請書類に添付してください。

なお、「名古屋大学国際嚶鳴館入居願」をコピーして提出しても構いませんが、必ず1枚目と2枚目をコピーしてください。

教育推進部学生支援課（国際嚶鳴館担当）

TEL：052-789-2173 [ 9:00 ~ 16:00 ]

（土日、祝日、年末年始を除く）

e-mail：gaku-sien2@adm.nagoya-u.ac.jp

こくさいおうめいかん  
平成 31 年度名古屋大学 国際嚶鳴館 入居者募集要項（新入生募集）

下記により募集を行いますので、希望者は申請してください。

記

1. 募集人員 62名 [男子50名, 女子12名] (予定)
2. 入居資格 ①自宅（生計を一にする家族の住所）から、通学に要する時間が片道2時間以上であること。  
②規律ある共同生活を営むことができる者、国際嚶鳴館規程及び名古屋大学通則を遵守できるもの
3. 審査 経済的状况により審査を行い、困窮度の高い者から許可します。
4. 入居期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日（審査の上、延長可能）
5. 提出書類 ①入居願 ②誓約書 ③世帯全員が記載された住民票  
④所得に関する証明書 他
6. 提出期限 別添の申込等日程のとおり、期限までに書類を提出してください。  
**（郵送の場合、提出期限日に必着）**  
※なお、入学手続日に入居の可否を発表できるようにするため、前期日程及び後期日程受験者については、提出期限を合格発表日以前に設定していることをご了解ください。
7. 提出先 〒464-8601 名古屋市千種区不老町 C2-2 (100)  
名古屋大学教育推進部学生支援課  
※封筒の表に「**国際嚶鳴館入居希望**」と朱書きしてください。
8. 選考結果 別添の申込等日程のとおり、文書で入居の可否を通知します。  
（なお、前期日程及び後期日程受験者については、入学手続当日に本学ホームページ及び入学手続会場に許可者一覧を公示する予定です。）
9. 入居手続 平成31年4月1日（月）、2日（火）の午前9時～午後4時に国際嚶鳴館で行います。

\*申請時に得た個人情報は、入居選考のために使用します。また、提出書類は返却できませんのであらかじめご了承ください。

\*入居が許可された場合は、入居期間中必ず火災保険に加入してください。

\*不明な点については、名古屋大学教育推進部学生支援課まで電話（052-789-2173）またはE-mail(gaku-sien2@adm.nagoya-u.ac.jp)で問い合わせてください。

\* 国際嚶鳴館では、諸規則・入居心得に違反する行為や迷惑行為に対して厳しく指導しています。遵守できない者は入居を許可しない又は許可後であってもその事実が判明した場合には退居処分としますので、十分認識した上で「誓約書」を提出してください。

## 平成31年度名古屋大学国際嚶鳴館入居希望者申込等日程

募集区分	申請書類提出期限	選考結果通知
推薦入試	平成31年2月18日(月) までに必着のこと	3月14日(木)にHP上で通知 及び郵送により通知
編入学試験		3月14日(木)にHP上で通知, 入学手続会場にて掲示及び 郵送により通知
前期日程試験		3月23日(土)にHP上で通知 及び郵送により通知
後期日程試験 (医学部医学科)		

(注意事項)

1. 記入にあたっては、平成31年2月1日現在で記入してください。
2. 提出書類に不備・不足がある場合は、審査日程の都合により受理できないことがありますので十分注意してください。
3. 虚偽の事実等、不正な申請をした場合は、入居の許可を取り消すことがあります。
4. 不明な点については、以下に照会してください。

名古屋大学教育推進部学生支援課

電 話： 052-789-2173

E-mail: [gaku-sien2@adm.nagoya-u.ac.jp](mailto:gaku-sien2@adm.nagoya-u.ac.jp)

# 名古屋大学国際嚶鳴館概要

## 1. 設置目的

- ①良好で快適な勉学・生活の場の提供
- ②健康的で自律的な市民生活の体験
- ③日本人学生及び外国人留学生が規律ある共同生活を営むことによる相互理解の深化

## 2. 入居定員

区 分	男 子	女 子	計
日 本 人 学 生	1 8 1	5 0	2 3 1
外 国 人 留 学 生	3 0	3 0	6 0
計	2 1 1	8 0	2 9 1

## 3. 入居資格

- ①学 部 学 生（非正規学生を除く。）
- ②外国人留学生 日本語・日本文化研修生、短期交換留学生、日韓共同理工系学部生、ツイニングプログラム学生

## 4. 入居期間

原則として、1年（審査のうえ延長可能）

## 5. 施設概要

- ①A棟1階 多目的ホール、エントランス・ロビー、事務室、メールコーナー
- ②居 室 階 居室（個室13㎡）、キッチン（共用）、リビング（共用）  
洗濯室（共用）、交流テラス
- ③居室設備 ユニットバス・トイレ、エアコン、ベッド、ワードローブ  
机、椅子、戸棚、下足箱等
- ④共同利用 流し台、レンジフード、IHクッキングヒーター、ガス給湯機、冷蔵庫  
庫、電子レンジ、コイン式洗濯機・乾燥機

## 6. セキュリティー

- ①玄関・出入口は、センサー式電子ロック錠付き扉、ロビーに防犯カメラ
- ②居室・共用部分には、煙・熱感知器、防犯ブザー、消火栓、消火器等  
女子学生フロア入口には、暗証番号式電子ロック錠付き扉
- ③警報発信装置、火災等受信機盤、警報盤、館内拡声放送設備、内線電話等による  
集中管理システム
- ④駐輪場は、囲みフェンス及び錠前付き扉
- ⑤派遣職員の配置及び機械警備による終日管理体制

## 7. 多目的ホールの利用

- ①大学行事、学生行事及び地域交流行事等に利用
- ②学生行事、地域交流行事等に利用する場合、予め使用願を提出して許可を得た上で  
9時から22時まで利用

## 8. 所要経費

平成31年度寄宿料月額 14,100円(共益費含む)/光熱水料 実費

※平成32年4月まで、段階的に寄宿料が改定されます。(16,000円)

## 入居者心得（抜粋）

### 1 施設・設備・備品等の保全

- (1) 国際嚶鳴館の施設・設備・備品等は常に良好な状態を保つよう十分注意して使用してください。故意又は過失を問わず、施設・設備・備品等を滅失、損傷又は汚損したときは、直ちに事務室に届け出てください。
- (2) 施設・設備・備品等の改造、補修及び模様替えは、入居者が勝手に行ってははいけません。
- (3) 室内備品（ベッド、机、椅子等）を室外に持ち出してはいけません。
- (4) 居室を交換したり、目的外に使用してはいけません。

### 2 鍵

- (1) 居室及び玄関入口部の鍵を入居時に貸与しますので、入居期間中、入居者が責任を持って管理してください。  
なお、防犯上居室の戸締まりは、厳重に注意してください。
- (2) 紛失、破損した場合には、すぐ事務室へ届け出てください。紛失の場合は防犯上鍵の取替工事費を、破損の場合は修理費を弁償していただきます。
- (3) 無断でスペアキーを作ったり、また、他人に貸したりしてはいけません。
- (4) 退居時には、鍵を事務室へ返却し、確認を受けてください。

### 3 保健衛生等

- (1) 国際嚶鳴館内は、常に静粛・清潔に心がけてください。
- (2) 居室の清掃及びゴミ等の処理は、入居者各自で行い、ゴミその他の資源回収品は、必ず定められた日時に、名古屋市により指定された分別方法により、指定された回収場所に出してください。
- (3) キッチン、リビング、洗濯室、交流テラス、多目的ホール、談話室、トイレの清掃についても、入居者の責任で行ってください。
- (4) 国際嚶鳴館で振動や騒音を発生させたり、楽器・ステレオ・テレビ・ラジオ等の音量を大きくしたり、大声を出すこと、夜中遅くまで騒ぐなど他の入居者や近隣に迷惑な行為は慎んでください。
- (5) 入居者は、犬、猫、鳥、魚等のペットを飼うことはできません。
- (6) ベランダの使用に際しては、周辺への影響に注意を払ってください。また、緊急の際は、隣室への避難路になりますので、隔て板の周りに物を置かないでください。
- (7) キッチン、洗面所にゴミ類を流さないでください。（排水詰まりの原因となります。）
- (8) 化学薬品等の危険物を持ち込まないようにしてください。
- (9) 入居者は、学内における定期健康診断を必ず受診してください。

### 4 火災等の予防

- (3) 火災予防上、石油ストーブ等の暖房機・電熱器及びガスカセットコンロの持ち込みは禁止します。
- (4) キッチン以外では、調理等を禁止します。廊下等は、火災報知器が感知します。
- (5) 全館禁煙です。喫煙できるのは所定の場所（A棟外の喫煙所）のみです。

### 9 来訪者

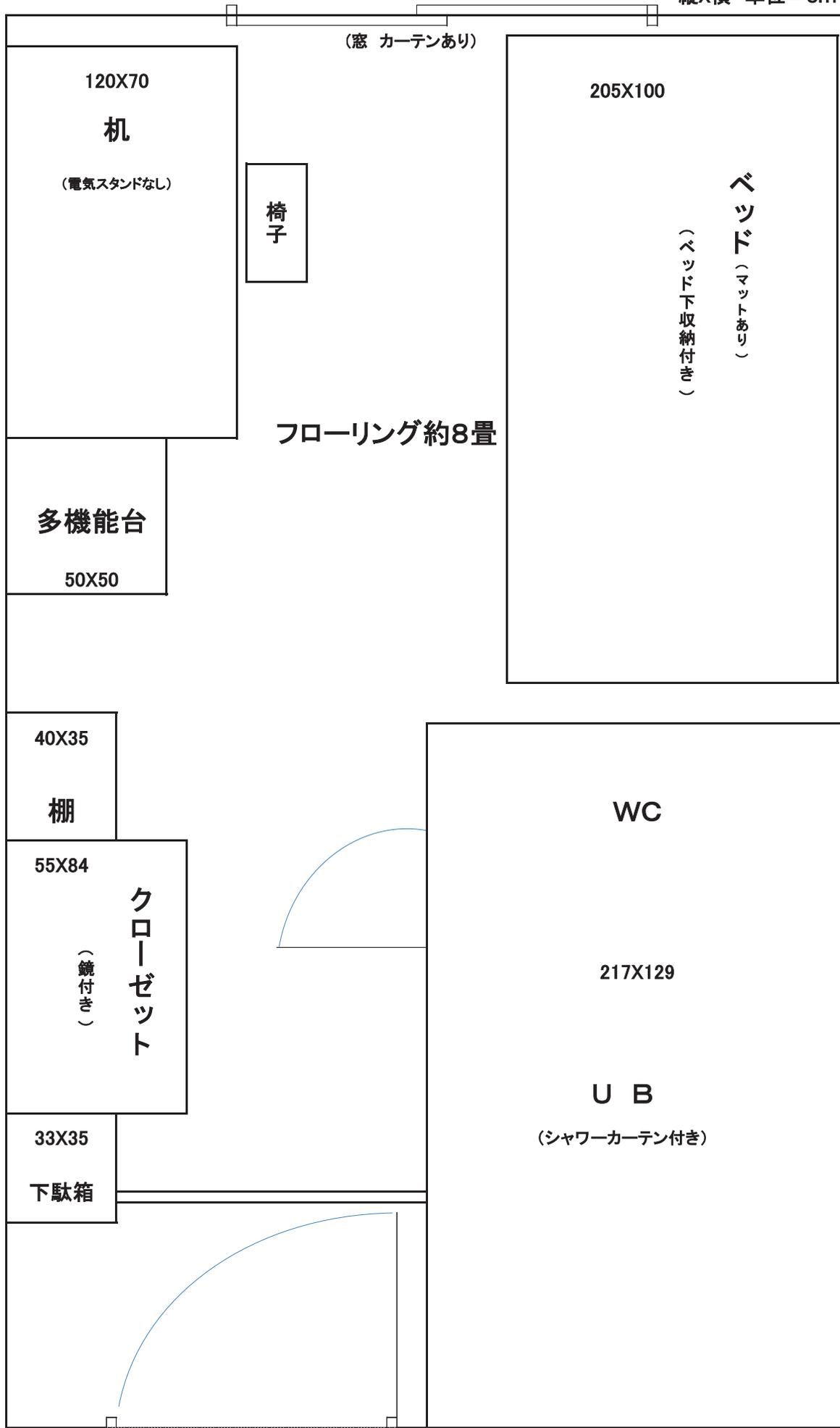
入居者が来訪者と面会する時は、A棟1階ロビーを使用してください。

なお、来訪者を居室に宿泊させることはできません。引越時に限り入居者の家族のみ入室が可能です。

# 名古屋大学国際嚶鳴館居室図面

## ベランダ

縦X横 単位=cm



※あくまでも目安です。居室によって広さは多少異なります。

# 名古屋大学国際嚶鳴館へようこそ

名古屋大学国際嚶鳴館自治会



## 国際嚶鳴館からのメッセージ

国際嚶鳴館では日本人学生と、アジア、アメリカ、ヨーロッパなど各国からの留学生と一緒に暮らしています。初めは言語や文化の違いから戸惑うこともあるかもしれませんが、好きな音楽、スポーツ、映画など、共通する話題や活動はたくさんあるのです。普段の生活や寮内行事を通して、積極的に交流して世界を広げてみませんか。国際嚶鳴館は下宿と違って多くの共同スペースがあり、いくつか規則もあります。わからないことや困ったことは寮生同士で聞きあい、教えあうことで、お互いのことを理解し、友情が深まるきっかけとなるでしょう。

国際嚶鳴館でこそ得られる出会いや経験は無限大です。

国際嚶鳴館Q & A... 国際嚶鳴館について、現在住んでいる寮生に聞いてみましょう。

### ・自治ってなんですか？



国際嚶鳴館では、館内で起こった問題の迅速な解決、各種要望の実現、入居者間の意思疎通などのために自治を行っています。自治の運営のためには、入居者全員の協力が必要です。そのため、**毎週水曜日に行われるブロック会議(BK)と年2回行われる寮生大会の参加が義務付けられています。**  
また、自治や寮内行事の運営のために何らかの委員になってもらうことになると思います。

### ・具体的に何をしていますか？

国際嚶鳴館では以下のことを行っています。

- ・BK(毎週水曜日22:00~。ブロック単位の会議で、連絡事項や寮内の問題などについて話し合います。)
- ・寮生大会(年2回、全寮生参加の総会で、全寮生に意見を述べるができる場です。)
- ・各種委員会(寮委員会、代議員会、祭の実行委員会。日程は各種委員会により異なります。)



### ・いろんな行事があるんですね？



国際嚶鳴館では、寮ならではの様々なイベントがあります。

5月中旬：新歓卓球大会(個人戦、フロア対抗の団体戦を行います。)

7月上旬：七夕祭(各フロアでお店を開き、パーティーを開催します。)

10月下旬~12月中旬：寮祭(フロア対抗ソフトボール大会、卓球大会、運動会、クイズ大会、演劇・・・)

...などなど



# ○名古屋大学国際嚶鳴館規程

(平成16年4月1日規程第111号)

改正 平成18年2月27日通則第6号 平成20年3月31日規程第117号  
平成25年3月29日通則第3号 平成26年3月26日規程第125号  
平成27年3月31日規程第108号 平成29年3月30日規程第136号

(趣旨)

第1条 名古屋大学通則(平成16年度通則第1号)第73条第3項の規定に基づく名古屋大学国際嚶鳴館(以下「国際嚶鳴館」という。)の運営その他に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 国際嚶鳴館は、名古屋大学(以下「本学」という。)の学生に良好な勉学及び生活の場を提供し、自律的な市民生活を体験させるとともに、日本人学生及び外国人留学生が規律ある共同生活を営むことにより、相互理解を深めることを目的とする。

(管理運営)

第3条 国際嚶鳴館の管理運営は、本部学生生活委員会の議を経て、総長が行う。

(入居資格)

第4条 国際嚶鳴館に入居することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、学校医又は医師が共同生活に支障がないと認めたものとする。

- 一 本学の学部学生
- 二 前号に規定する者以外の本学の外国人留学生

(入居願)

第5条 入居を希望しようとする者は、所定の期日までに入居願に必要書類を添えて、総長に願い出て、その許可を得なければならない。

(入居者選考基準及び許可)

第6条 総長は、別に定める入居者選考基準に基づき選考の上、入居を許可する。

(入居手続)

第7条 入居を許可された者は、所定の手続きを経て、指定された期日までに入居するものとする。

- 2 総長は、入居を許可された者が、入居の手続きを怠り若しくは所定の期日までに入居しないとき、又は入居者選考の過程において虚偽の申立てをしたことが判明したときは、入居の許可を取り消すことができる。

(入居許可期間)

第8条 入居の時期は、原則として、学年の始めとする。ただし、欠員が生じたことにより入居を許可した場合は、この限りでない。

- 2 入居の許可期間は、原則として、1年とする。ただし、やむを得ない事情があると総長が認める場合は、入居期間の延長を許可することができる。

(寄宿料)

第9条 入居者は、別に定める寄宿料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。
- 3 前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。
- 4 既納の寄宿料は、返納しない。

(光熱水料等の負担)

第10条 入居者の私生活に係る光熱水料その他必要な経費は、入居者の負担とする。

2 前項の経費の負担区分は、別表のとおりとする。

(遵守事項)

第11条 入居者は、国際嚶鳴館の施設、設備及び備品の保全並びに快適な環境の保持に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 入居者以外の者を宿泊させないこと。
- 二 居室を居室以外の目的に使用し、又は使用させないこと。
- 三 施設、設備及び備品に工作を加えないこと。
- 四 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他国際嚶鳴館の管理運営上行う総長の指示に従い、又はこれに積極的に協力すること。

(損害賠償等)

第12条 入居者が、故意又は重大な過失により、施設・設備及び備品を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(退居等)

第13条 国際嚶鳴館を退居しようとする者は、あらかじめ退居届を総長に提出しなければならない。

2 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、国際嚶鳴館から退居しなければならない。

- 一 本学の学生の身分を失ったとき。
- 二 入居許可期間が満了したとき。
- 三 長期にわたる休学又は留学が許可されたとき。

3 総長は、本部学生生活委員会の議を経て、次の各号のいずれかに該当する者を国際嚶鳴館から退居させることができる。

- 一 3月以上寄宿料又は光熱水料等の納入を怠った者
- 二 学校医又は医師が共同生活に適さないと認めた者
- 三 停学処分を受けた者
- 四 国際嚶鳴館の風紀又は秩序を乱す行為を行った者
- 五 その他総長が国際嚶鳴館の管理運営に著しい支障を来す行為があると認めた者

4 前2項の規定により退居した者又は退居させられた者が被る損失については、本学はその責を負わない。

(事務)

第14条 国際嚶鳴館に関する事務は、教育推進部学生支援課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、国際嚶鳴館の管理運営に関し必要な事項は、本部学生生活委員会の議を経て、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月27日通則第6号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第117号)  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日通則第3号)  
この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規程第125号)  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規程第108号)  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規程第136号)  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第10条第2項関係)

名古屋大学国際嚶鳴館の経費負担区分

室名等 負担区分	電気料		水道料		ガス料		消耗品費	
	大学 負担	入居 者負 担	大学 負担	入居 者負 担	大学 負担	入居 者負 担	大学 負担	入居 者負 担
居室		○		○		○		○
キッチン		○		○		○		○
洗濯室		○		○				○
リビング		○						○
談話室		○						○
階段・廊下	○						○	
エントランス・ロビー	○						○	
多目的ホール	○						○	
メールコーナー	○						○	
共同便所	○		○				○	
事務室	○		○				○	
倉庫・ポンプ室等	○						○	
エレベーター		○						○
表示灯	○						○	
外灯	○						○	
散水栓	○		○					
自動販売機	業者							

(注)

1. 電気料、水道料及びガス料の負担は、基本料及び使用料とする。
2. 電話料(インターネット接続料を含む。)は、居室ごとの任意契約(業者と直接契約)とする。

## 名古屋大学国際嚶鳴館よくあるお問い合わせ Q&A

Q. 入居倍率を教えてください。

A. 申請のあった合格者に対する倍率は、例年約2倍ほどです。

Q. 居室の見学はできますか？

A. できません。寮生以外は立入禁止となっています。外観の見学のみ可能です。

Q. 部屋に備え付けの物はありますか？

A. 別紙「居室図面」を参照してください。

布団は、各自で用意してください。

入居前に必要な物を全て揃えたいという方も見受けられますが、入居後に実家から送ることも可能です。寮周辺にはショッピングセンターもありますので、そちらで揃えていただくことも可能です。部屋の大きさ等を考えながら、少しずつ揃えていかれることをお勧めします。

Q. 部屋に冷蔵庫は置けますか？

A. 一枚扉の小さいものでしたら置いている寮生もいますが、部屋はそれほど広くありませんので、入居後に検討されることをお勧めします。

なお、寮の各フロアに共用の冷蔵庫を設置しています。

Q. 調理器具は必要ですか？

A. 共用物品として、まな板や包丁、IH対応鍋、フライパン等が、各階のキッチンにあります。各自が使用する食器、箸、コップ、炊飯器等は持参してください。

Q. 居室に家族、友人は入れますか？また、宿泊は可能ですか？

A. 入室、宿泊共に原則禁止です。ご家族の方に限り、引越しの手伝いでの入室は許可しています。寮生と来訪者の面会は、A棟1階ロビーでのみ可能です。

Q. 入居前に送った荷物は、部屋まで運んでもらえますか？

A. 1階ロビーでの預かりとなります。入居手続き後、各自で部屋まで運んでください。一人で運べない場合、先輩の寮生がお手伝いします。

なお、A棟は9階建てでエレベーターがありますが、BC棟は3階建てのため、ありません。

Q. 自転車を荷物と一緒に送りたいのですが、可能ですか？

A. 可能ですが、外の駐輪場での預かりとなります。盗難に遭わないよう鍵をしっかりと掛けておいてください。

- Q. 引越し当日、車で行きたいのですが、駐車場はありますか？
- A. 駐車場はありませんが、引越し当日のみ、駐車場所を用意します。到着後に案内しますので、管理人まで声を掛けてください。
- Q. 入居手続きは本人以外でも可能ですか？
- A. 入居許可証と引換えに居室の鍵をお渡ししますので、本人が行ってください。
- Q. 嚶鳴館で加入できる火災保険はありますか？
- A. 生協にて火災共済に加入することが可能です。なお、嚶鳴館に入居している期間中は、火災保険に必ず加入していただくことが必要です。
- Q. 寮費の支払い方法は？
- A. 口座振替となります。
- Q. 申請書類に受験番号の記入欄がありますが、名古屋大学受験票が届いていないため、受験番号がわかりません。
- A. 申請書類の提出時に受験番号がわからない場合は、空欄でかまいません。
- Q. 入居願の「連絡先」は、親の連絡先でいいのか。
- A. 大学から連絡する事がございますので、確実に連絡の取れる連絡先の番号をお願いいたします。メールで不足書類等の連絡もいたします。必ず記入し、電話に出られない場合は、折り返し電話をしてください。
- Q. 入居願の「入居希望理由」は、記入しないといけないのか。
- A. 「入居希望理由」は、必ず記入してください。